

募集型企画旅行ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 企画旅行契約

- (1)この旅行は、(一社)焼津市観光協会(以下「当協会」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当協会はお客様が当協会の旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下旅行サービスといいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容及び条件は、パンフレット又は企画書、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び当協会旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当協会約款」といいます)によりします。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当協会又は当協会の受託営業所に(以下「当協会等」といいます)当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレット又は企画書に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただきます。その一部として繰り入れれます。また、旅行契約は、当協会等が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。

特に記載のない場合は、下記のお申込金を添えてお申し込みいただけます。

旅行代金	1万円未満	3万円未満	5万円未満	5万円以上
申込金	1,000円	5,000円	10,000円	1万円～旅行代金の10%

- (2)当協会等は電話、郵便及びファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておりません。当協会等が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当協会等はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当協会等が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当協会が旅行契約を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。

- (4)当協会等は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

- (5)契約責任者は、当協会等が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6)当協会等は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- (7)当協会等は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

- (8)お申し込みの段階で、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社にはお客様の承諾を得て、お客様がウェイトイングの状態でお待ち頂ける期限を確認したうえで、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能なように手配することがあります。

- (9)ウエイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。ただし、この場合でも当協会等は申込金を申し受けます。「当協会等が予約が可能となった旨を通知する前にお客様がウエイティング登録解除のお申し出があった場合」又は「お待つ頂ける期限までと結果として予約ができなかった場合」は、当協会等は当該申込金を全額払い戻します。
- (9)本項(8)の場合で、ウエイティングコースの契約は、当協会等が、予約可能となった旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

4. お申し込み条件

- (1)18才未満の方は保護者の同意書が必要となります。13才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。75才以上の方は所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースにより参加をお断りさせていただきます。ご参加の場合には、ご参加の条件とさせていただきます。また、ご参加の場合にはコースの一部について内容を変更させていただきます場合があります。

- (2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。

- (4)か、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするが、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4)当協会は、本項(1)(2)(3)の場合で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

- (5)お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置をとらせていただきます。これにかかるとる一切の費用はおお客様のご負担となります。

- (6)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお受けする場合があります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (8)当協会が、お客様が次の①から③までの何れかに該当した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総合屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

- ②お客様が当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当協会の信用を毀損し若しくは当協会の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- (9)その他、当協会の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当協会等は、旅行契約成立後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレットまたは企画書、本旅行条件書等により構成されます。

- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当協会にはお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定的な情報を記載した最終旅行日程表を速くも旅行開始日の前日までにお渡しします(原則として旅行開始日の7日前にはお渡しできるよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日からお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。

6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたり日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたり日より以降にお支払いの場合は、旅行開始日前の当協会等が指定する期日までにお支払いいただきます。お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無しで旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や、第15項に規定する取消料、違約料、第13項に規定されている追加料金および第14項に記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限りお客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満4歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)、客船によるクルーズ利用コースは満2歳以上12歳未満の小児生まで)12歳未満の方は、こども代金となります。

- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」第15項(1)の①の「取消料」第15項(1)の②の「違約金」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告、パンフレットまたは企画書における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットまたは企画書に明示します)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合は除きます)

- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税金・サービス料金(パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税、サービス料金。

9. 航空機による手荷物の運搬料金

- お1人様1人につき1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様15kg～20kg以内が原則となっておりますが、ご利用の航空会社、等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください)
- (7)現地で手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)ただし、一部の空港、駅、ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身にて運搬していただく場合があります。

- (8)添乗員同行コースの同行費用
上記費用はおお客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)～(8)項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量、容量、個数を超える分について)

- (2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

- (3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料・渡航手続代行料金)

- (4)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別料金の小旅行)の料金。

- (5)日本国内の空港施設利用料。

- (6)日本国内における自宅から発着空港、港等の集合地点と解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費。
- (7)旅行日程中の空港税等(日本国内通過税、空港施設利用料を含む)ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレット等で明示したコースは除きます。

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)

- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金。
- ②パンフレット等で当協会が「グレードアッププラン」と称するホテルまたは部屋タイプ別のグレードアップのための追加代金。
- ③「食事は別プラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- ④パンフレット等で当協会が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

- ⑤パンフレット等で当協会が「O・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する差額運賃。
- ⑥その他、パンフレット等で「○○○追加代金」と称するもの。(ホテルにおけるストレートチェックイン、航空会社の指定、並びに座席の希望をお受けする旨「パンフレット等」に記載した場合の追加代金)

- (2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定した場合を除きます)

- ①パンフレット等で当社が「トリプル割引」と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
- ②パンフレット等で当社が「早期申込割引」と称し、指定する期日までに申込書に申込金を添えてお申し込みされた場合の1人あたりの割引代金。
- ③その他、パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11. 渡航手続き

- 旅行に要する旅券、査証、予防接種証明書等の渡航手続き及び確認は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社には所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社にはお客様ご自身に起因する事由により、旅券、査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

12. 旅行契約内容の変更

- 当協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため中止を決定したときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当協会の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- 当協会は、旅行代金の額には、次の場合を除いて旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内にある日より前にお客様に通知いたします。

- (2)当協会は本項(1)の定める通用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当協会はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋、その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当協会はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- (5)当協会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

- お客様は当協会の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ当協会に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,000円/消費税別をお支払いいただきます。(既に航空券、乗船券、乗車券等を発行している場合、別途発券に関わる費用を請求する場合があります)また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以降旅行契約を譲り受けられた方がこの旅行の契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当協会は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除、払い戻し

(1)旅行開始日の解除

①お客様解除権

- お客様は下記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。

●国内旅行

旅行開始日の前日より起算	コース別取消料(旅行代金に対する割合)			
	日帰り	宿泊	クルーズ 及び 航空機利用コース	貸切クルーズ
91日前	/	/	/	無料
90日前から61日前まで				10%
60日前から31日前まで				20%
30日前から21日前まで				30%
20日前から3日前まで				40%
20日前から11日前まで				無料
10日前から8日前まで	20%	30%	30%	
7日前から2日前まで	30%	40%	40%	
前々日	40%	40%	40%	
前日	40%	40%	40%	
当日(出港前)	50%	50%	50%	
旅行開始(出港)後又は無連絡不参加	100%	100%	100%	

●海外旅行(貸切航空機を除く)

旅行開始日の前日より起算	取消料
通常日の旅行	30日前から3日前まで 20% 前々日から当日まで 50% 旅行開始後または無連絡不参加 100%
ピーク時の旅行	40日前から31日前まで 10% 30日前から3日前まで 20% 前々日から当日まで 50% 旅行開始後または無連絡不参加 100%

本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります
●貸切航空機を利用する海外旅行	
旅行開始日の前日より起算	取消料
90日前から31日前まで	20%
30日前から21日前まで	50%
20日前から4日前まで	80%
3日前から旅行開始後または無連絡不参加	100%

- a. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りません。

- b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- d. 当協会がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当協会の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- ウ. 当協会は本項(1)の①のAにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額をお受け受けます。また、本項(1)の①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

- エ. 日程に含まれる旅行取りやめ、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合は、当協会は原則として旅行行程を取りやめます。ただし、十分な安全処置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当協会が旅行を実施する場合) お客様が旅行をお受けするときは所定の取消料が必要となります。

- オ. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更についてはご旅行全体の取消しみなし、

所定の取消料を受取します。

②当協会の解除

ア、お客様が第6項目に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただけます。

イ、次の項目に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除することができます。

- お客様が当協会のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- お客様が病気、その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあった日より前(日帰り旅行は4日目にあった日より前)に旅行中止のご通知をいたしました。4/27～5/6 7/20～8/31 12/20～1/7に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあった日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当協会があらかじめ明示した実施条件が成就しないとき。あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当協会の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

g. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(ただし、十分に安全処置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①の二によります)

h. お客様が第4項の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合

ウ、当協会は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また、本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2)旅行開始後の解除

①お客様の解除、払い戻し

ア、お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当協会が旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻します。

②当協会の解除、払い戻し

ア、旅行開始後であっても、当協会は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明し旅行契約の一部を解除することができます。

- お客様が病気、その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他当協会の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
- 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され、旅行の継続が不可能になったとき。
- お客様が第4項の①から③までの何れかに該当する事が判明した場合
イ、解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のアに記載した事由で当協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときはこれをお客様の負担とします。この場合、当協会は旅行代金のうち、お客様がもたにその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当協会が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれらから支払うべき取消料、違約料、その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

ウ、本項(2)の②のアのa、cにより当協会が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻すための必要な手配をいたします。

エ、当協会が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

(1)当協会は、「第13項(2) (3) (5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当協会が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対して当該金額を払い戻します。

(2)本項(1)の規定は、第19項(当協会の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当協会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当協会の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当協会の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

- 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します。
- 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては現地係員(国内バス旅行についてはバス乗務員、旅行先における施設係員)が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及び当協会が必要と認め業務の全部又は一部を行います。
- 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当協会の連絡先を最終旅程表に明示いたします。
- 添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします。

19. 当協会の責任

当協会は、当協会または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当協会に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当協会または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

20. 特別補償

当協会は、お客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金(15万円を限度。ただし、1個または一対についての補償限度は10万円)を支払います。

ただし、旅程表において、当協会の手配による旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された日については、当該日のお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り「当旅行参加中」とはいたしません。

21. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務、その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申し込み店に申し出なければなりません。
- 当協会は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に必要な費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに当協会の指定する方法で支払わなければなりません。
- クーポン券紛失の場合、当該クーポン券額の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22. オプションツアーまたは情報提供

(1)当協会の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が実施する企画旅行(以下「当協会企画のオプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当協会は主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当協会企画のオプションツアーは、パンフレット等で「企画者:当協会」と明示します。

(2)オプションツアーの企画者が当協会以外の法人(現地法人)である旨をパンフレット等で明示した場合には、当協会は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項で(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき損害補償金を支払います。また、当該オプションツアーの履行に係る企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーを履行する当該企画者の定め及び現地にあつては現地法令に拠ります。

(3)当協会は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当協会は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

(1)旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定により、その変更内容に応じて、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償の額は旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に(1)の追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更。	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更。	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更。	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地または旅行終了地たる空港の異なる便への変更。	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または經由便への変更。	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更。	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更。	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があつた事項の変更。	2.5	5.0

24. 旅行条件、旅行代金の基準

旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

25. その他

- お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、お客様の費用にお客様にご負担いただきます。
- お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。

(3)当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上～12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に満2才未満で、航空座席及び客室におけるベドを専用では使用しない方に適用いたします。

(5)当協会が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット等に記載している出発地(集合地)から、当該地に帰着(解散)までとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所から集合して、海外での解散場所まで解散となります。

(6)日本国内の空港から、本項(5)の発着空港までの区間を普通運賃またはパンフレット等に記載の追加料金(または無料)で利用する場合は、特に記載のない限りこの部分は企画旅行契約の範囲に含まれません。

(7)当協会が企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受けられる予定であった同サービスを受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は第19項及び前第23項(1)の責任を負いません。

(8)当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名を記入される際は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当協会等は、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

26. 個人情報取り扱いについて

(1)当協会及び販売店欄に記載の委託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために使用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供サービスのサービスの手配及びそれらサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当協会及び販売店では(1)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供をお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当協会は、当協会が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレス等の、お客様へご連絡するに当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当協会グループとの間で共同して利用させていただきます。当協会グループは、それぞれの関係の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためこれを利用させていただきます。

27. 募集型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は、当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。

《旅の情報と注意》

【旅行サービスについて】 航空機、その他の交通機関について

○航空機、列車等のお席に関しては、前方・後方・窓側・通路側、また禁煙・喫煙席等、座席の指定はできません。また、航空会社から座席割り当状況により、グループ、カッパルの方でも隣り合わせとならない場合がありますので、予めご了承ください。○観光及び空港～ホテル間の送迎バスは、他のツアーのお客様と一緒になる場合があります。また、人数がより普通車を利用する場合や、運転手がガイドを兼ねる場合があります。

宿泊について

○ホテルの部屋割りに関してはできる限り公平を期しておりますが、特にお約束した場合を除き、現地の事情により階層、部屋の向き、タイプ、調度品等、必ずしも同一でない場合があります。

○グループでご参加の場合でも、隣またはお近隣の部屋をご用意できない場合があります。

お食事について

○日程表に明示したお食事に関しては、基本の食事代金、税金、サービス料を含みます。ただし、お客様が個人的に追加で注文した飲食物の代金、税金及びチップ等はお客様の負担となります。

○客席でのクルーズ、一流レストランを利用する場合は、ドレスコードにより服装が指定されます。レストラン等の利用については、男性は上着とネクタイの着用、女性もそれらに準じた服装を求められます(Ｔシャツ、ジーンズ、スニーカー、サンダル等で入店は断られる場合があります)

○一流レストランやディナーショー、シアター等ではお子様の入場をご遠慮いただく場合があります。

航空券、乗船券、クーポン券のお渡しについて(添乗員が同行しない場合)

○航空券、乗船券、クーポン券をお渡した場合は、お客様ご自身で管理してください。使用方法については、クーポン券添付の説明書をお読みください。

【お客様の希望による旅行内容の変更等】

○当協会は、お客様の希望による旅行内容の変更、追加手配等は、あらかじめ旅行条件に定められたもの以外お受けしません。

【保健衛生について】

○旅行先、渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください

【環境保護のために】 自然鑑賞、自然観察を目的とした旅行では、自然保護、生態系保護のため、国際的な取り決め等による種々の行動規制があります。貴重な自然環境維持のため、現地係員の指示、注意をお守りください。

旅行企画・実施:

一般社団法人 焼津市観光協会

〒425-0027 焼津市栄町1-2-14

TEL054-626-6266

静岡県知事 登録旅行業 地一-16号

2021.04